

第35回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年2月25日 13:30~15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員  | 2番 山崎 隆史委員  | 3番 福西 範委員   |
| 4番 成田 俊英委員  | 6番 金子 靖委員   | 7番 村上 正人委員  |
| 8番 佐藤 裕司委員  | 10番 細川 裕委員  | 11番 野村 照明委員 |
| 12番 大畑 礼子委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 | 16番 田井 克廣委員 |
| 17番 野澤 勲委員  | 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 |
| 20番 清水 幸治委員 | 21番 浅野 徳昭委員 |             |
- (以上 17名)
4. 欠席委員
- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| 5番 大坂 博文委員  | 9番 稲場 洋二委員 | 13番 松下 裕幸委員 |
| 14番 菊池 利治委員 |            |             |
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 山根 憲治 | 次長 秋元 公宏 | 次長 高山 直樹 |
|------------|----------|----------|
- (以上 3名)
- 会議録署名委員の指名
- |             |
|-------------|
| 10番 細川 裕委員  |
| 12番 大畑 礼子委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和3年 2月 25日 (1日)
- 報告第69号 現況証明願について (市街化区域)
- 報告第70号 農業委員会のあっせん証明願について
- 報告第71号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第161号 現況証明願について
- 議案第162号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
- 議案第163号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第164号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長

野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  
只今より第35回鉦路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は17名です。

議事録署名人に10番、細川裕委員、12番、大畑礼子委員を指名しますので、よろしく願い致します。

なお、会期は本日2月25日の1日と致します。

それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局

山根事務局長

会務概要報告を行います。

議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長

野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。

報告第69号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第69号「現況証明願」について報告します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉦路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑になっております[ ]の1筆、面積 [ ]㎡の土地について、所有者である、[ ]氏から現況証明願があり、1月27日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、1月28日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、報告致します。

議長

野村会長

ただいま報告がありました、報告第69号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に報告第70号「農業委員会のあっせん証明願」につ

事務局

山根事務局長

いて報告して下さい。

それでは、議案書の8ページでございます、報告第70号「農業委員会のあっせん証明願」について、報告致します。

今回は、鉏路地区で4件と阿寒地区で1件と音別地区で3件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番ですが、          氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月4日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

なお、2番以降の説明につきましては、時間短縮の為かいつまんでご説明させていただきます。

次に、表の2番は、          氏より、2月4日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、          氏より、2月4日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の4番は、          氏より、2月4日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の5番は、          氏より、2月4日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の6番は、          氏より、2月4日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の7番は、          氏より、2月5日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の8番は、          氏より、2月8日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の9番は、          氏より、2月8日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の10番は、          氏より、2月5日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の11番は、          氏より、2月5日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の12番は、          氏より、2月5日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の13番は、          氏より、2月5日に申請があり、農業委員会のあっせんによる譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、13件の「農業委員会のあっせん証明願」について、ご報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第70号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第71号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書10ページでございます、報告第71号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、釧路地区で1件と音別地区で1件の届出がありました。

議案書11ページの表の1番ですが、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他15筆、合計■■■■㎡の農地を、令和2年6月24日、相続し所有権を取得したとして、令和3年2月10日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

次に議案書12ページの表の2番ですが、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他30筆、合計■■■■㎡の農地を、令和2年5月17日、相続し所有権を取得したとして、令和3年2月10日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、2件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第71号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

それでは、議案第161号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の13ページでございます、議案第161号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件の申請がございました。

議案書14ページの表の1番は、資料が15ページと16ページでございます。

公簿地目が牧場である、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の土地について、所有者である■■■■氏の代理人である、■■■■から現況証明願がございました。

令和3年2月15日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員  
浅野委員

議案第161号「現況証明願」の1番について、調査報告をいたします。  
願い出のありました[ ]は、[ ]氏が所有する、公簿地目が牧場で農振農用地の市街化調整区域にある合計[ ]㎡の土地であります。  
令和3年2月15日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、対象地は農地採草放牧地以外で、雑木が大半に繁茂しており、利用状況は原野であることを確認しました。

以上、調査報告しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
野村会長

浅野徳昭委員、ありがとうございました。  
それでは、議案第161号「現況証明願」について審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第161号「現況証明願」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第161号「現況証明願」の1番については、原案のとおり決定致します。  
それでは、次に、議案第162号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の17ページでございます、議案第162号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。  
農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で4件と音別地区で1件の通知がございました。  
議案書18ページの表の1番は、資料が20ページと21ページでございます。  
[ ]、他2名が所有する、[ ]の1筆、面積[ ]㎡の農用地について、借主であります[ ]氏との間で、令和3年2月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が20ページと22ページでございます。  
[ ]氏が所有する、[ ]の1筆、面積[ ]㎡の農用地について、借主であります[ ]氏との間で、令和3年2月10日に合意解約を行い、同

日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が23ページと24ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和3年2月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

続いて、表の4番は、資料が23ページと25ページ、26ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和3年2月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、議案書19ページの表の5番は、資料が27ページから30ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、令和3年2月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、5件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第162号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議を致しますが、5番については、大坂博文委員と村上正人委員が議事参与の制限にあたりますので、まず5番を審議してから、1番から4番を一括して審議致します。

それでは、5番を審議しますが、本日、大坂博文委員は欠席しておりますので、村上正人委員は退室して下さい。

(村上委員 退室)

議長

野村会長

それでは、5番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第162号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数と認め、議案第162号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の5番については、原案のとおり決定致します。

退室されている村上委員は入室して下さい。

(村上委員 入室)

議長  
野村会長

5番は原案のとおり決定致しました。  
それでは、次に、1番から4番を一括して審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第162号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第162号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から4番については、原案の通り採決致します。  
それでは、議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。  
事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の31ページでございます、議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。  
農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。  
今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で1件、音別地区で2件の許可申請がありました。  
お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。  
議案書32ページの表の1番は、資料が35ページから37ページでございます。  
■■■■氏が所有する、■■■■の内、他9筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に賃貸借を行うものでございます。  
続いて、表の2番は、資料が38ページと39ページでございます。  
■■■■が所有する、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■に、賃貸借を行うものでございます。  
次に、議案書の33ページの表の3番は、資料が40ページから42ページでございます。  
■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に所有権移転を行うものでございます。  
続いて、表の4番は、資料が43ページから45ページでございます。  
■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に賃貸借を行うものでございます。  
続いて、議案書の34ページの表の5番は、資料が43ページと46ページから49ページでございます。  
■■■■氏が所有する、■■■■、他22筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に賃貸借を行うものでございます。

以上、5件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員  
清水委員

議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番の報告をいたします。  
申請の内容は、                    氏が所有する、                    の内 他9筆、面積                    ㎡の農地を、                    氏に賃貸借を行うものです。

令和3年12月10日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

清水 幸治委員、ありがとうございました。

次に2番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員  
浅野委員

議案第163号2「農地法第3条の規定による許可申請」2番の報告をいたします。  
申請の内容は、                    が所有する、                    の内の1筆、面積                    ㎡の農地を、                    に賃貸借を行うものです。

令和3年2月15日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

浅野 徳昭委員、ありがとうございました。

次に3番の現地調査結果について、調査委員長の熊坂隆雄委員より報告をお願いします。

委員  
熊坂委員

議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、調査報告を致します。

3番の申請の内容は、                    氏が所有する、                    、他7筆、合計                    ㎡の農用地について、                    に総額                    円で売買による所有権の移転を行うものであります。

本件については、過去に2度のあっせん申し出があり、現地の調査についてはすでに行われているところではありますが、令和3年2月12日、阿寒地区農業委員3名、及び事務局職員3名で現地の状況、及び、過去のあっせん資料並びに、農用地利用状況調査の結果により確認を行ったところ、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されると判断し農地法第3条の許可要件を、すべて満たしていることから、許可相当という結論となりました。



議長  
野村会長

(挙手)

賛成多数と認め、議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番は原案のとおり決定致します。

退室されている村上正人委員は入室して下さい。

議長  
野村会長

(村上 正人委員入室)

5番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、1番から4番を一括して審議致します。  
それでは、質問、意見を求めます。

委員  
細川委員

休憩をお願いします。

議長  
野村会長

それでは、暫時休憩と致します。

(休憩中)

議長  
野村会長

それでは、休憩を終了します。  
他に質問、意見はございませんか？

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第163号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から4番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第164号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の50ページでございます、議案第164号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で7件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書 5 1 ページの表の 1 番は、資料が 5 3 ページと 5 4 ページにあります。

、他 2 名が所有する、 の 1 筆、面積  $\text{m}^2$  の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものです。

次に、表の 2 番は、資料が 5 3 ページと 5 5 ページにあります。

氏が所有する、 の 1 筆、面積  $\text{m}^2$  の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものです。

次に、表の 3 番は、資料が 5 6 ページと 5 7 ページにあります。

氏が所有する、 、他 2 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものです。

次に、表の 4 番は、資料が 5 8 ページと 5 9 ページにあります。

氏が所有する、 の内の 1 筆、面積  $\text{m}^2$  の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものです。

次に、議案書 5 2 ページの表の 5 番は、資料が 5 8 ページと 6 0 ページから 6 3 ページにあります。

氏が所有する、 の内、他 5 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものです。

次に、表の 6 番は、資料が 6 4 ページと 6 5 ページにあります。

氏が所有する、 、他 1 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものです。

次に、表の 7 番は、資料が 6 4 ページと 6 6 ページにあります。

氏が所有する、 、他 1 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものです。

以上、7 件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、5 番につきましては、清水幸治委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に 5 番を審議した後に、1 番から 4 番と 6 番、7 番を審議します。それでは、5 番を審議致しますので、清水幸治委員は退室をお願い致します。

(清水幸治委員退室)

議長  
野村会長

それでは、5 番を審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第 1 6 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定」の 5 番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第164号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番については原案のとおり決定致します。  
退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水 幸治委員入室)

議長  
野村会長

5番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、1番から4番と6番、7番を審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第164号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から4番、6番、7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第164号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から4番、6番、7番については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 2月 25日

議長 野村 照明

署名委員 糸川 裕

署名委員 大畑 礼子